

TPP協定に対する意見書

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）協定交渉については、本年10月5日に、参加12カ国の閣僚から大筋合意されたが、交渉過程において十分な情報提供が行われていなかったことなどから、これまで本県議会としても交渉に対して強い懸念を示してきたところである。

国によれば、TPP協定はアジア・太平洋地域に政府調達、金融サービス、医薬品や著作権等の知的財産分野などの幅広い分野で新しいルールを構築するものとされるが、本県議会としては、物品市場アクセス分野における関税の撤廃や引下げ等による農林水産業への影響を特に懸念している。

国は、いくつかの農林水産物への影響分析を示したが、その内容は曖昧な表現が多く、定性的なものに留まっている。TPPがもたらす具体的な影響について詳細な情報提供がないことなどから、現場の生産者は、将来の経営に対して大きな不安を抱いている。

こうした中、国は、先月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、国民の不安を払拭するため、攻めの農林水産業への転換や重要5項目に係る経営安定対策を充実する方針を打ち出した。

本県においては、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関連しながら共存していることから、農林水産業、農山漁村、更にはその関連産業に影響を及ぼさないためには万全の対策を講じる必要がある。

よって、国におかれては、TPP協定において、地方経済社会に与える影響や地方の声を十分に踏まえられた上、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

記

- 1 TPP協定が国民生活や地方経済・地方産業に与える影響を具体的かつ定量的に分析し、速やかに公表すること。

特に、関心の高い農林水産分野における影響については、品目ごとによる詳細な情報を公表すること。

- 2 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産分野重要5項目の確保を最優先とした平成25年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。

- 3 地方の基幹産業である農林水産業への影響を及ぼさないよう、持続的な発展を図るため、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保し、万全な対策を速やかに実行すること。

なお、野菜・果樹などの農林水産物についても、重要5項目と同様に万全の対策を講じること。

さらに、豊かな自然環境、良好な景観、文化の伝承等の多面的機能を有する中山間地域等の農山漁村の維持・発展にも十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

熊本県議会議長 松田三郎

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様

